

告示

埼玉県告示第六百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和三年五月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
松井西地域包括支援センター	事業所所在地	所沢市上安松 一二二四―七	所沢市上安松 一二八三―四	介護予防支援
社会福祉法人ときがわ町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	事業所所在地	比企郡ときがわ町桃木三二	比企郡ときがわ町関堀一四 五―二	居宅介護支援
訪問看護ステーションコンコスモス	事業所所在地	久喜市桜田三 ―九―三	久喜市桜田二 ―六―五	訪問看護 介護予防訪問看護
ケア・アシスト東鷲宮	事業者所在地	久喜市桜田三 ―九―三	久喜市桜田二 ―六―五	居宅介護支援